

入札心得

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、本入札心得を熟読のうえ、入札してください。なお、入札参加者は入札執行職員の指示に従うものとします。

1 入札参加者

- (1) 入札に参加することができる者は、申込期間内に入札参加申込をした者で入札及び開札時に会場に参集した者とします。
- (2) 入札には、参加者本人又は本人の委任状（別添参照）を持参した代理人のみが参加できるものとします。共有の場合は、申込時に入札者に指定した者が参加者となります。入札者が代理人であるとき（例：法人の代理で社員が入札するとき）は、入札前に必ず委任状を入札執行職員に提出してください。
- (3) 次のいずれかに該当する者は入札に参加できません。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者。
 - イ 十日町市暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第4号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。
 - ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条第2項に掲げる処分を受けている団体若しくは過去に受けたことがある団体及びこれらの団体に所属している者。
 - エ 市税を滞納している者。
- (4) 申込期間内に入札参加申込をしていない者は、入札に参加できません。
- (5) 登記名義人となる者は、落札者本人です。

2 入札の方法

- (1) 入札保証金は免除します。
- (2) 入札書（別添参照）の提出（入札書は当日会場にも用意をしております。）は、当日入札会場に用意する入札箱へ投函することにより入札となります。
- (3) 入札済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引き換え、変更又は取消はできません。

3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格がない者がした入札、申込人の委任を受けていない者がした入札又は代理人に入札を委任しながら委任した者がした入札。
- (2) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な記載事項が識別し難い入札。
- (3) 同一の入札者又はその代理人が1物件につき2つ以上の入札したときは、その全部の入札。
- (4) 入札書の金額を訂正した入札。
- (5) 脅迫による入札

- (6) 入札者が不当に価格をせり上げ又はせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと入札執行職員が認める場合における全部の入札。
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札。

4 開札

- (1) 開札は、入札会場において入札者の面前で行います。
- (2) 開札会場には、入札申込者（代理人を含む）並びに入札執行職員及び立会職員以外の者は入場することができません。

5 買受人（落札者）の決定方法

- (1) 買受人（落札者）は、最低制限価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者としてします。
- (2) 買受人（落札者）となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者のくじ引きによって買受人（落札者）を決定します。
- (3) 買受人（落札者）が落札の日から7日以内に売買契約を締結しないときは、その入札は無効となります。
- (4) 入札結果はホームページで公表します。

6 契約に関する事項

- (1) 契約保証金は免除します。
- (2) 所有権の移転時期は、売買代金が完納されたときとし、同時に売払物件を引き渡すものとします。
- (3) 落札者は、契約締結の際に発行する納入通知書により、売買代金等を指定された期日までに納入しなければなりません。
売買代金は、契約締結の際に一括で納入するか、契約締結の日から起算して30日以内に全額を納入しなければなりません。
なお、売買代金を納付期限までに支払わなかった場合には、契約が解除され、買受人（落札者）の資格を失います。

7 その他

- (1) 入札参加者は、運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付きの身分を証する書面等を提示してください。
- (2) 入札書については、入札開始後、すぐに提出できるようにあらかじめ用意してください。（入札書は当日会場でも記載できるように用意してあります。）
- (3) 開札後、入札調書を公表します。入札参加者の氏名及び入札金額が公開されますので、あらかじめご承知おきください。
- (4) 入札参加者全員の不備等により不調となった場合、再入札は行いません
- (5) その他の入札に関しての必要な事項は、十日町市財務規則に定めるところによります。